

農 業 委 員 憲 章

- 一、 農業委員は、
農業・農村・農業者の代表として、
新基本法農政の推進に努め、
国民の期待と信頼に応えます。

- 一、 農業委員は、
食料の自給率向上のため、
適正な農地行政に努め、
優良農地の確保と効率利用を進めます。

- 一、 農業委員は、
意欲ある担い手を育成確保し、
望ましい農業構造を実現するため、
農用地の利用集積と集団化に努めます。

- 一、 農業委員は、
地域農業の持続的発展のため、
認定農業者等の経営支援を強化し、
農業・農村の振興に努めます。

- 一、 農業委員は、
暮らしと経営に役立つ情報の
収集・提供に努め、
活力ある農業と農村社会をめざします。